



応答することは ♪♪ 愛 ♪♪

メールは今やコミュニケーションの手段として主流になっています。エレガントなメールの活用術を考えました。

コミュニケーションは刺激と反応の繰り返しで進みます。Aさんが送ったメールの内容がBさんに受信された瞬間にBさんに刺激となります。Bさんにとっては反応が瞬間に刺激となって次の返信メールをします。この時Bさんの頭のなかで「コミュニケーションの決定権は受け手側にある」という法則が働き、Bさん流の解釈をして応答します。即答するか、後で返信するかの自由もあります。

(1)発信者

はじめに刺激を出す人を発信者としします。何らかの発信をする人にはそれなりの欲求、即ち、「相談したい、教えて欲しい、共にいて欲しい、寄り添って欲しい等」です。その欲求を満たすために、相手との人間関係によって、①お願いする場合、②指示命令する場合があります。（発信行為は自己保存の欲求から生じます。）発信者は自分の欲求を満たすために他者にメッセージを発します。受信者を助ける為の発信もありますが、他者の時間に侵入していくという意味で自己中心的な行為です。言葉がきついかも知れませんので「自利優先」と呼びましょう。発信者が組織の上長であれば内容は指示命令です。

指示命令には組織の存続のために必要内容が一般的です。この考えを敷衍しますと発信行為は自己保存から種属保存に及びます。ホモサピエンスが他の人類との競争に勝ち残ったのは言語の数が多かったとの調査結果もあります。

(2)応答力 Responsibility

発信者の刺激に反応する人が受信者ですが、応答の①自由と②指示命令の場合は義務があります。

受信者は応答するために、別の言い方をすると他者の期待に応える為に自分の時間

を他者の為に用います。積極的に応答するために自分の持つ知識・経験・人脈・等の資源をフルに活用します。特に自分の能力を超える事案の場合は人脈に頼ります。人脈がうねるように動くことがあります。人脈の質によって「解の質と速さ」が決まります。いずれにしても発信者の為に他者には見えない時間と神経を用いて他者の為に「解」を求め行動します。そして、自分が納得するまで時間をかけ智慧を絞りだした後に発信者に回答します。これら一連の行為は自分の時間を他人のために用いるので「他利優先」の行為です。

イヤイヤ消極的に応対する場合と将来の報酬を期待する場合でも他人の為に自分の時間を他人の為に用いるので「他利優先」です。応答者に「愛」がなければ行為にはなりません。興味深いのは英語のresponse(応答する)にability(力)と結合するとResponsibility(責任)になります。

(3)受信者

然し、応答者の受信力が問題になることが多いのです。

電話と違い (Voice to Voice)の関係ではありません。Faxと同様に相手に届いているかいないかの不安が湧きます。発信者はこの不安をまず無くしたいというのが早急の欲求です。賢く親切な受信者は『メール受信しました。課題に着手します』のような簡単な内容を返信します。

発信者も受信者にそのような行動を起こさせるような工夫をします。着信を確認できるように「この課題はいつ着手できますか？」等疑問形で発信すると相手がどの程度深くコンテンツを理解しているかも判断できます。実はこのような話は時代遅れで (LINE)という無料のメールでは「既読」の表示がなされます。問題は「既読」となっても応答がない場合です。そんなトラブルに些かでも役立てばと思いついたのが本稿です。職場での議論のきっかけになれば幸いです。

最後に隣にいる人にメールでやりとりするのは失礼で非常識です。コミュニケーションの基本はFace to Faceです。目は口ほどにものを言うものです。

「愛は忍耐強い。愛は情け深い。ねたまない。愛は自慢せず、高ぶらない。礼を失せず、自分の利益を求めず、いらだたず、恨みを抱かない。不義を喜ばず、真実を喜ぶ。すべてを忍び、すべてを信じ、すべてを望み、すべてに耐える」。

(コリントの信徒への手紙一 13章4-7)

最後の砦

(1)はじめに

世界の動きが速く、危機が押し寄せていますが、個人としてなす術もなく徒に彷徨っています。

前号では「パリの襲撃事件」まで書き、その後2週間に及ぶ国内移動をしていた間に二人の方が殺害されるという痛ましい報道を見聞きしながら、「歴史とは?」「国家とは?」「憲法とは何か?」と考えを巡らせました。

そして、安倍政権が何故こんなに強いのかを知りたくなり

「国家権力の中枢を解明する」(田崎史郎著・講談社現代新書)

副題は(2015年以降の政局の行方と安倍内閣の「本質」を読み解く)をじっくりと読みました。そして、安倍首相の「二人の人質殺害事件」への対応から導き出せる近未来が読めてきました。

(2)国家とは何か?

この本の内容に入る前に国家とはなにかを調べました。

国家とは、「国境線で区切られた領土に成立する政治組織で、地域に居住する人々に対して統治機構を備えるものである」とありますようにその存在は直接見ることができない抽象的な約束上の法人格です。

法人格となると私たちにも身近になってきます。そこには株主とか社員や公務員・議員等の構成員がいます。そうです、この公務員の言動を通して我々は国家を知覚できるのです。

端的に述べますと「**安倍総理大臣の言動を通して私たちは日本国の存在を実感する**」のです。安倍政権に満足している人はこの時代を良い時と言いい、その暮らしを幸せと感じます。そうでない人は今の国家の在り方に不快を抱きそれを表明する自由があります。(良心の自由、言論の自由が憲法で保障されています)

国会は政府を組織し、選挙で政府が決まり、政府の権力は首相や閣僚が行使します。首相であり党総裁でもある安倍が人事権を一手に握るという構図になっていますから、今は安倍に面と向かって逆らえる者はいない。多数決が民主主義一面ではありますが、独裁も可能であることが明らかになってきました。選挙制度にも問題があります。

以下は紹介した著書からの学びであり、多くを引用しますが、ピックアップや配列は読者としての私の責任です。この著は2014年12月20日初版ですが、既に古くなっているところがあります。然し誠実で偏らない本だと思います

(3)安倍政権はなぜ強いのか

①時間的要因が挙げられます。

安倍政権の最大の強みは「2018年9月まで政権維持は可能という前提で余裕を持って政治日程を組み立てられること」(p141)

②組織的要因として「最高意思決定機関として正副官房長官会議」を設けたこと。

構成員は官房長官、副長官3名と主席秘書官を加えた6名。ほぼ毎日外部に分らないように開催されている。秘密を守れるように「隠し廊下」が首相の執務室につながっている。執務室には岸信介の写真が飾られている。ここで「この国は官邸の無数の決断によって動いている。その判断を最終的に下すのは首相だが、重要な判断の大半をこの合議体で行っているのが政権運営の奥義である」(P32)

然し、すべてが合議で一致点が見いだされているわけではない。本当に大事なことは2〜3人しか言わない。2013年12月26日の靖国参拝は誰にも言わなかった「官邸にいるスタッフは全員反対でした」一人で決めることもある。当然と言えばその通りです。官僚が作った原稿を変えるのも首相の権限です。

いずれにしてもこの合議体によって縦割り組織の各省庁の調整をして、「官僚と敵対するのではなく、また、官僚に操られるのでもなく、官僚を使いこなす」(p62)情報交換しながら6人の智慧を結集して、内閣の統一とスピード感ある決定が続いているわけです。この中で特筆すべきは菅官房長官の助言と勇気づけです。この著では菅官房長官の詳細が26頁に渡って書かれていますが、凄い努力家です。その信念を現す言葉は次の通りです。

「物事をなすのは組織ではない。物事をなすのは計画や制度ではない。物事をなせるのは人だけだ。組織や計画、制度は、人を助けるかじやまするか、である」(p187---元米国務長官コリン・パウエルからの言葉)

③外部要因、安倍首相を支える人たち

『安倍の5年に及んだ雌伏期間に同士として支えてくれた人たちである。退陣から復帰するまで過去の人のように見られていた時期に」励まし再登板の道をつけていたのが「強硬保守」の人々であった。(p153入替引用)

「あえて強硬保守と名づけたのはまず、右か左かという区別がなかなかつきにくくなったからだ。保守対革新という構図は崩れた。なにをもって右、左を判断するか」「自民党の国会議員は全員保守である」「同じ保守をわける分水嶺の一つは、A級戦犯が合祀されている靖国神社に参拝するかどうかにある。靖国を参拝する人を強硬保守、しない人を穏健保守と名づけたい」(p154)

2012年の総裁選での石破氏との戦いで逆転できたのも強硬保守の支持が効いたと記されています。この御礼が首相の靖国参拝であり、参拝後「首相官邸に戻ると、菅と握手し、よかった。これで落ち着いて仕事ができる」と語った。この決断は誰にも相談しなかったことになっています。

靖国参拝をめぐっては中韓のみならずアメリカ合衆国も「日本の指導者が近隣諸国との緊張関係を悪化させるような行動をとったことに失望している」との異例の声明を出したが、それ以上にお友達との約束を果たす方が大切であったのです。

この著には触れていませんが安倍内閣を支える外部団体は産業別の組織にありその一つは「東京ブラックアウト」で明らかにされています。一票しか持たない者が近寄れる世界ではありません。

(4)安倍政権が目指すこと

ここで記すまでもなく「安倍の政治家としてどうしてもやり遂げたいこと」は「憲法改正」です。憲法96条の改正をあきらめ国民によりそった政治を心がけ「国民の生命、身体及び財産を守るために」を枕詞とする雄弁な演説は国の内外を問わずトーンが高まり執着駅(終着駅)が見えてきました。憲法改正への道は遠く吉田内閣に及ぶものですが安倍内閣になって特定秘密保護法が2013年12月成立(翌年12月施行)2014年4月1日には「防衛装備移転三原則」が閣議決定され、関係者は「超画期的と語り小躍りした」(p225)というのです。

この「防衛装備移転三原則」は集団的自衛権行使容認への憲法解釈と並ぶ、戦後の安全保障政策の大転換を意味するものであるにもかかわらず、国民は隙間をつかれてしまったのです。旧名は「武器輸出三原則」といい1964年時の首相佐藤栄作が国会答弁したもので①共産圏②国連決議で禁じられた国③紛糾当事国やそのおそれがある国への武器輸出は認めないと表明したもので後に全面禁輸―米国向け例外設定―例外の拡大(民主党野田内閣2011年11月)―原則解禁となってしまう。武器という言葉が「防衛装備」と変わりソフトなイメージにして欺いています。この文脈で著者は考えを鮮明にしています。

「実際に集団的自衛権を行使する事態が起こるかと言えば、その可能性は極めて低い。これに対し、防衛装備移転三原則はすぐに効果を表した。部品は輸出されれば、どこに転売されるか分からない。中東など紛争地域で使われた武器を調べてみたら、

部品が日本製だったということが起こりうるのだ。日本から輸出された部品でつくられた兵器が海外の戦争で使われ、人間を殺戮する可能性があることに、恐れを抱かざるを得ない。戦後日本が誇る「平和国家」とは何だったのだろうか。これが時代の流れなのか————。こんな恐ろしいことがなぜ、このようにスムーズに運んだのかを、菅に聞いた」菅の答えは「防衛装備品は一国だけで開発できない時代になったんです。それに、民主党政権の時にある程度、やたっからできたんですよ」政権運営に失敗した民主党が、こと武器輸出においては水先案内人の役割をはたした。
(p228)

この文脈はとても重要な点を指摘しています。憲法改正に賛成しているのは自民党議員だけではなく、強硬保守、穏健保守は党外に多勢いるということを忘れてはならないのです。

(5) 憲法改正が日程に挙がった

昨年末、通常国会で、国民投票年齢を18歳以上とする改正国民投票法が成立。（反対したのは共産党と社民党だけ）改憲案が国会で発議されれば、国民投票が行える環境が整った。2月3日の参議院予算委員会で、自衛隊の海外派遣をめぐる質疑で、首相は「今後、様々な事態にどう対処していくか？わが党はすでに9条改正案を示している。なぜ改正するのかと言えば、国民の生命と財産を守る、その任務を全うするためだ」と答えています。ここで注意すべきは「わが党はすでに9条改正案を示している」という認識です。巷では論議尽くされているではないか。国民への説明には時間を要しないととれる態度です。案の定、翌4日に憲法改正の発議の時期及び国民投票の時期を具体的に示しています。集团的自衛権行使容認は制約が多く実際には使えないというのが識者の一般的な考えであり、それに気づいた官邸が素早く憲法改正に打ってでたと言う感じがします。国会議員の中では改憲賛成の方が圧倒的に多いわけですから現行憲法第96条によって発議されるでしょう。最後の砦は国民の良識です。「無知も又罪なり」

自民党がめざす憲法改正への最速シナリオ



我々もこれから賢くならねばなりません。憲法の各条を対比して学ぶ必要がありますが、今月号では自民党草案で新設される第98条1項と第99条を切り抜いて紹介します。

(6)自民党草案第九章 緊急事態

第98条（緊急事態の宣言）

1 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる

99条（緊急事態の宣言の効果）

1 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。

3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

ここでは99条1項の条文に注目します。「内閣は法律と同一の効果を有する政令を制定することができる」緊急事態とは東日本大震災のような自然災害のみを指すのではなく、戦争状態が予定されています。そのような時に安倍首相が法律を作ることができ、「財政上必要な支出その他の処分を行い」とあるその他とは正体不明でありどのようなようにも解釈して適用でき、「地方自治体の長に対して必要な指示をする」とは市町村長に指示が出て自治会を通じて個人に及ぶという可能性を含んでいるように思われます（戦前の例では町会を通じて鍋・鎌の供出）その場合「基本的人権は最大限に尊重されなければならない」という最大限は個人の考える範囲ではなく、内閣の考える範囲です。ここは今以上の独裁体制が予想されますからよく研究せねばならないところだと考えます。

国民投票が2016年末とすると学習する期間は2年を切ります。学校教育にも既に手が伸びています。頼みの綱はミッション・スクールの中立的な教育です。

憲法とは何かを基礎から学び直さねばならなくなってきました。

追加 本文には直接関係がありません。

2015年2月17日の朝日新聞から

安倍首相が16日の衆議院議員本会議で中東・ペルシャ海峡に機雷がまかれた場合は「我が国が武力攻撃を受けた場合と同等に深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況にあたりうる」と述べた。中略

憲法改正をめぐって首相は「議論の深まりを踏まえ、しっかりと着実に憲法改正に取り組んでいく」と意欲を示した。

この記事は電子版からは削除されていました。表現の自由については相当の圧力がかかっています。

武力の行使の「新三要件」

安倍晋三内閣が2014年に閣議決定した、日本が武力行使をする際に満たすべき要件。武力行使の要件であり、**集団的自衛権**行使の要件ではない。

2014年7月1日の閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」および内閣官房の『国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について』の一問一答により次のように定義されている。

- ・ ①我が国に対する武力攻撃が発生したこと、
- ・ ②又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- ・ これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- ・ ③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

権力者の解釈は際限がないことを歴史から学ぶことが重要です。

「無知も又罪なり」です。知識の共有も大切です。

最後の砦は賢い国民の投票です